

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	令和3年11月18日 14時21分ごろ
発生場所	大阪灯標（阪神港堺泉北第7区） 大阪南港南防波堤灯台から真方位243° 2.83海里付近 （概位 北緯34° 36.4′ 東経135° 20.3′）
事故の概要	貨物船 ^{せいろ丸} 星隆丸は、西進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	令和3年12月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 星隆丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	140539、小池汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷外板に擦過傷 灯浮標 レーダーリフレクターに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が単独で船橋当直に当たり、岡山県倉敷市水島港に向け、阪神港堺泉北第2区の岸壁から出航し、北西進したのち左転し、明石海峡に向けて阪神港堺泉北第7区において西進を開始した。</p> <p>船長は西進を開始して間もなく、正船首方に大阪灯標を認めた際、周囲に他船がいたので、他船を航過した後、右に変針することとし、左舷後方及び右舷後方を航行する複数の他船の接近状況を確認することに集中していたところ、船体に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、周囲を確認したところ、大阪灯標に衝突したことに気付いた。</p>
分析	本船は、西進中、船長が、左舷後方及び右舷後方を航行する複数の他船の接近状況を確認することに集中して航行していたことから、正船首方の大阪灯標に接近していることに気付かないまま、同灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西進中、船長が、左舷後方及び右舷後方を航行する複数の他船の接近状況を確認することに集中して航行していたため、大阪灯標に接近していることに気付かないまま、同灯標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・航行中は、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 |
|--|--|